



# 太陽光発電を始めてみませんか？

市では、一般住宅用太陽光発電システムの普及促進のため、設置費用の一部を補助します。

## 対象

市内にお住まいの方が、自らが居住する市内の住宅

(店舗・事務所と兼用のものを含む)に、太陽光発電システムを設置されたとき  
太陽光発電システム付き住宅を市内で購入されたとき  
太陽光発電システム付き住宅を市内に新築されたとき

市税等の滞納者は、補助を受けられません。

**補助金額**(出力1KWあたり)

○市内業者で施工された場合  
45,000円(上限15万円)

○その他の場合

35,000円(上限10万円)

## 申込方法

生活課(滝野庁舎)、社・東条窓口センター、市ホームページにある申請書に必要事項を記入のうえ、生活課へ持参してください。(委任状があれば代理申請も可能です)

郵送・FAX等では申し込めません。

受付は先着順となります。

**申込期限** 平成25年2月8日金

**その他**

補助金の交付対象は、平成23年4月以降に購入契約が締

結されたもので、工事完了および電力会社との電力供給契約が平成25年3月までに行われるものに限りです。

**申し込み・問い合わせ**

市民安全部生活課(滝野庁舎) ☎48・3528

## 税務課からのお知らせ

### 軽自動車税の減免について

障害者手帳をお持ちの方が所有され、ご本人または生計を同じくされるご家族が運転される軽自動車については、軽自動車税が減免される制度があります。



平成24年度の減免申請の申込期限は、5月24日(木)です。

普通自動車ですでに減免を受けている方は、軽自動車税の減免は受けられません。

## 問い合わせ

総務部税務課(社庁舎) ☎43-0396

### 東条地域の一部に都市計画税を課税します

平成24年度から、南山地区全域、天神西土地区画整理事業施行区域、天神東崎鹿谷土地区画整理事業施行区域に、都市計画税を課税します。

固定資産税・都市計画税納税通知書は、5月中旬にお届けしますのでご確認ください。

## 問い合わせ

総務部税務課(社庁舎) ☎43-0395

## 地震から家族を守るため 住まいの耐震化を進めましょう

阪神・淡路大震災では、犠牲になられた方の約8割が住宅の倒壊などによる圧死でした。家族の生命や財産を守るため、耐震改修をして住宅を補強しておくことが大切です。

### 耐震診断を受けましょう

昭和56年5月以前に建築された住宅は、阪神・淡路大震災では多くの被害が報告されています。耐震診断を受け、住まいの状況を確認しましょう。

### 住まいを丈夫にしましょう

耐震診断で悪い箇所が見つかった場合は、建築士などに依頼し、専門的なアドバイスを受けながら耐震改修を行いましょう。

### 対象となる住宅

次の条件を満たす市内の建物が対象となります。

昭和56年5月末までに建築確認を得て着工したものの店舗併用住宅などの場合は、住宅として使用している部分が延べ面積の半分を超えるもの

ツーバイフォー住宅、丸太組工法や建築基準法第38条に規定する認定工法の住宅は対象外です。

### 診断手数料

1棟あたり 3,000円  
(木造戸建て住宅の場合)

### 申込方法

診断を希望される方は、電話で 住所 氏名 電話番号 診断希望の住宅の棟数を都市整備課までお知らせください。

### 問い合わせ

兵庫県建築指導課  
☎078・362・4340  
建設部都市整備課  
(滝野庁舎) ☎48・3463